

第4回共通到達度確認試験

令和5年1月8日実施

憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

最高裁判所の判例によれば、天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみて、天皇には民事裁判権が及ばない。

問題 2

天皇は、内閣総理大臣の指名にもとづいて、最高裁判所長官を任命する。

問題 3

最高裁判所の判例によれば、憲法 9 条は、日本国が主権国としてもつ固有の自衛権を否定するものではなく、日本国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するのにふさわしい手段である限り、他国に安全保障を求めることを禁じるものではない。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、思想の自由を保障する憲法 19 条や差別を禁止する憲法 14 条は、憲法第 3 章のその他の自由権的基本権保障規定と同じく、私人相互の関係を直接規律するものではないが、私人間の関係においても相互の社会的力関係の相違から一方が他方に優越し事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合には、その私人相互の關係に上記の基本権保障規定が類推適用される。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、在留外国人は、憲法 15 条 1 項が定める「国民」ではないが、憲法 93 条 2 項の「住民」に含まれるため、一定の在留外国人に地方公共団体の長・議会の議員の選挙権を法律で付与することは憲法上禁止されていない。

問題 6

国や地方公共団体の機関に対してその職務に関する希望を述べることを内容とする請願権は、国民の意思表示の重要な手段として参政権的な性格を有するので、請願法は請願権の主体を日本国民に限定している。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、書留郵便物のうちの特別送達郵便物については、郵便業務従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じた場合であっても、法律が国の損害賠償責任を免除し、または制限することは憲法 17 条に違反する。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずる判決について、その内容次第では良心の自由を不当に制限することとなり強制執行に適さない場合もありうる。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、主催者が集会を平穩に行おうとしているにもかかわらず、その集会に反対する者たちが実力で集会を妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことができるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られる。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、憲法 22 条 2 項の外国に移住する自由には、外国へ一時旅行する自由を含む。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、憲法 23 条が、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含む学問の自由を保障することを規定したのは、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するためであって、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものではない。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は立法府の広い裁量にゆだねられているが、憲法 25 条 1 項が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障していることを踏まえれば、立法措置を講ずる際に国の財政事情を考慮に入れることは許されない。

問題 13

現行法上、公務員は労働基本権を制限されており、警察職員については、団結権は保障されているものの、団体交渉権と争議権は保障されていない。

問題 14

憲法 41 条が国会を「国権の最高機関」と定めている意味について、国会が法的な意味で最高の決定権ないし国政全般を統括する権能をもった機関であると解する立場に対しては、「最高機関」にこのような法的意味を認めてしまうと、国会が内閣や裁判所にとっての上級機関となってしまうため、権力分立を侵しかねない、との批判がある。

問題 15

法律案が両議院で可決されて法律となると、天皇は、内閣の助言と承認に基づいて公布するが、法律の国民に対する拘束力は施行によって生ずるものであって、公布によって生ずるものではない。

問題 16

明治憲法下における内閣総理大臣は、「同輩中の首席」にすぎず、他の国务大臣と同格であったが、日本国憲法では、内閣総理大臣の地位と権限の強化が図られ、内閣総理大臣は国务大臣を任意に罷免できることになった。

問題 17

最高裁判所は、訴訟に関する手続、裁判所の内部規律および司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有するが、弁護士自治を尊重する趣旨から、弁護士に関する事項については、規則を定めることができない。

問題 18

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、判決の言渡しを非公開で行うことができる。

問題 19

法律を改正し、憲法上の地方公共団体の長を議会が選出する制度に改めることは憲法上許されない。

問題 20

日本国憲法の改正は、各議院の出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会がこれを発議する。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 21

幸福追求権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 個人の外貌は非公知性・秘匿性という特性をもつ情報ではないため、個人の容貌・姿態を警察官により本人の承諾なく撮影されない自由は、憲法 13 条が保障する私生活上の自由の一つに含まれない。
2. 行政機関が住基ネットで住民の本人確認情報を管理・利用等する行為は、当該個人がこれに同意していなくても、その情報が個人の内面に関わる秘匿性の高い情報ではないことや、法令等で定められた正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示・公表される具体的危険も生じていないこと等に照らすと、憲法 13 条に違反しない。
3. 指紋は指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないため、みだりに指紋の押捺を強制されない自由は、憲法 13 条が保障する私生活上の自由の一つをなすとはいえない。
4. 喫煙の自由は、個人の人格的生存に不可欠の利益とまではいえず、憲法 13 条が保障する基本的人権の一つに含まれるとは解しえないため、刑事収容施設の被収容者の喫煙を禁止することは同条に違反するものではない。
5. 婚姻の際に氏の変更を強制されない自由は、憲法 13 条が保障する憲法上の人格権の一内容をなすものではないが、氏は名とともに個人の人格を一体として示すものでもあるため、婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益は、憲法 13 条が保障する憲法上の人格権の一内容をなす。

問題 22

法の下での平等に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 尊属殺人が高度の社会的道義的非難に値するという理由から、尊属殺人に関し、普通殺人より重く処罰する特別の規定を設けることは、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする憲法の理念と抵触するものであり、憲法 14 条 1 項に違反する。
2. 法律婚主義を採用する民法の下では、嫡出子の法定相続分を嫡出でない子のそれよりも優遇することは、なお合理的であることにはかわりはないが、嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とすることは、区別の程度が極端であって不合理である。
3. 女性の再婚禁止期間を定める民法の規定の立法目的は、父性の推定の重複の回避と父子関係をめぐる争いの未然防止にあるが、医療や科学技術の発達により子の血統の確認が容易になった現時点では、もはやこの立法目的に合理性を見出すことはできない。
4. 民法が定める夫婦同氏制それ自体には男女間の形式的な不平等は存在せず、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることも当該規定のあり方自体から生じた結果ではないため、当該制度を定める民法の規定は憲法 14 条 1 項に違反しない。
5. 国籍法は血統主義を基調としているため、日本国民との法律上の親子関係の存在に加え、日本との密接な結び付きの指標となる一定の要件を満たす場合に限り出生後の日本国籍の取得を認めるという国籍法旧 3 条 1 項の立法目的には合理的な根拠がない。

〔参照条文〕 国籍法

(準正による国籍の取得)

旧第 3 条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で 20 歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 (略)

問題 23

信教の自由や政教分離に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 宗教法人法の解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切ともなわないが、信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがありうるのであるから、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。
- イ. 公立学校において、信仰上の真摯な理由から剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置として、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めたうえで、その成果に応じた評価をすることは、憲法 20 条 3 項に必ずしも違反するものではない。
- ウ. 政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。
- エ. ある行為が憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみから客観的に判断しなければならない。
- オ. 神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して玉串料を奉納することは、建築主が主催して建築現場において土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願するために行う儀式である起工式の場合と同様に、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっている。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 24

北方ジャーナル事件判決（最大判昭和 61・6・11 民集 40・4・872）に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、北方ジャーナル事件判決について考えてみましょう。選挙の立候補予定者を批判する内容の原稿が掲載された雑誌について、印刷・頒布等の禁止を命ずる裁判所の仮処分の方憲性が問題となった事件ですね。この仮処分について、最高裁は憲法 21 条 2 項前段の「検閲」にあたりと述べていますか。

学生 A：いいえ。この仮処分は表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであって、「検閲」にはあたらないと述べています。

教授：この判決は、公共的事項に関する表現の自由の重要性については、どのように述べていますか。

学生 B：特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないと述べています。その理由として、国民が主義主張等を表明するとともにそのような情報を相互に受領することができ、その中から自己が正しいと信ずるものを採用することで多数意見が形成されるという過程を通じて国政が決定されることが民主制国家の存立の基盤であることが述べられています。

教授：この判決は、表現行為に対する事前抑制の危険性については、どのように述べていますか。

学生 C：表現行為に対する事前抑制は、表現物はその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者等に到達させる途を閉ざしたりすることで公の批判の機会を減少させるものと述べています。また、事前抑制の性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から、事後制裁の場合よりも濫用のおそれがあり、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるとも述べています。このようなことを踏まえて、表現行為に対する事前抑制は、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうると述べています。

教授：この判決は、出版物の頒布等の事前差止めの対象が公務員または公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合、どのような実体的要件を具備すれば例外的に事前差止めが許されると述べていますか。

学生 D：表現行為の対象となった被害者側の社会的地位に留意しつつ、被害者側の不利益と表現行為を差し止めることによって受ける表現者側の不利益とを比較衡量して決すべきであると述べています。そのうえで、表現行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし

著しく困難になると認められるときは表現行為の差止めを肯認すべきと述べています。

教授：この判決は、公共の利害に関する事項についての表現行為に対し、事前差止めを仮処分手続によって求める場合、どのような手続を要すると述べていますか。

学生 E：表現の自由を確保するうえでの手続的保障の観点から原則として口頭弁論または債務者の審尋を行うことを要するとしつつ、例外的に口頭弁論または債務者の審尋を経ずとも許容される場合があるとも述べています。

1. 学生 A 2. 学生 B 3. 学生 C 4. 学生 D 5. 学生 E

問題 25

経済的自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 職業は、個人の人格的価値とも不可分の関連を有することから、職業を選択する自由は憲法 22 条 1 項で保障される一方で、その性質上、社会的相互関連性が大きく公権力による規制の要請が強いことから、職業を遂行する自由には同条項の保障が及ばない。
2. 小売市場の開設に関する許可規制は、小売商に対して積極的に流通市場における独占的利益を付与するためのものではあるが、その目的については一応の合理性を認めることができ、その規制の手段や態様についても、それが著しく不合理であるとはいえず、憲法 22 条 1 項に違反しない。
3. 薬局につき都道府県知事による許可がなければ開設をしてはいけないことを定めた法の規定は、それ自体、不良医薬品の供給から国民の健康と安全を守るという目的を達成するための必要かつ合理的措置としては是認できないことから、憲法 22 条 1 項に違反する。
4. ため池の破損、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為は、憲法でも、民法でも適法な財産権の行使として保障されていないものであって、憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあることから、これらの行為を条例で禁止、処罰しても、憲法および法律に抵触またはこれを逸脱するものとはいえない。
5. 河川附近地制限令の規定による、所定の行為をする場合に知事の許可を必要とする旨の制限は、特定人に特別に財産上の犠牲を強いるが、同規定に損失補償の定めがなければ、同規定はあらゆる場合に一切の損失補償を否定する趣旨を有するものと解されるから、当事者が別途、直接、憲法 29 条 3 項を根拠に補償請求をする余地はない。

問題 26

人身の自由や適正手続に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 被告人に対する附加刑としての没収に関する関税法の規定により第三者の所有物を没収する場合には、その没収に関して当該所有者に対し、告知、弁解、防御の機会を与えることはただちに必要とはされておらず、それらを与えることなく所有権を奪うことになっても憲法はこれを容認している。
- イ. ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法 31 条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能とするような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定する。
- ウ. 憲法 35 条 1 項の規定は、刑事責任追及の手続における強制が司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障したものであることから、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料収集を目的とした手続における強制は、刑事責任追及を目的としないことを理由に、同規定による保障の枠外にあるとの判断ができる。
- エ. 車両に使用者らの承諾なく秘かに GPS 端末を取り付け位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査は、個人の意思を制圧し憲法の保障する重要な法的利益を侵害するもので、一般的には、現行犯人逮捕等の令状が不要とされる処分と同視すべき事情があると認めるのは困難であり、令状がなければできない処分と解すべきである。
- オ. ある刑罰の執行方法が、その時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するもの場合には、これを憲法 36 条で絶対的に禁止される「残虐な刑罰」にあたるといわなければならないものの、刑罰としての死刑そのものは、同条にいう「残虐な刑罰」にただちに該当するわけではない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 27

国会中心立法の原則および国会単独立法の原則に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 議院規則や最高裁判所規則の中の諸規定には実質的意味の立法をその内容に含むものもありうるが、これらは憲法自身が明文で認めた例外といえるため、国会中心立法の原則には反しない。
2. 国民の権利を直接制限し、義務を課する法規範の制定を、法律によって立法府以外の機関に委任することは、それが個別的で具体的な委任であるならば、国会中心立法の原則に反しない。
3. 法律に対する主任の国务大臣の署名や内閣総理大臣の連署は、執行責任の明示のために求められるにすぎず、それ自体は法律の成立要件ではないため、国会単独立法の原則とは無関係である。
4. 特定の地方公共団体にのみ適用される特別法を制定するには、住民投票において過半数の同意を得る必要があるが、これは憲法自身が明文で認めた例外といえるため、国会単独立法の原則には反しない。
5. 法律案の賛否を国民に問うための国民投票制度は、それが諮問的ないし助言的なものであっても、その投票結果が国会の判断に事実上強い影響力を及ぼしうるため、国会単独立法の原則に反する。

問題 28

選挙制度に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。
2. 政党等があらかじめ候補者や当選人となるべき順位を定めた名簿を届け出て、当該名簿の順位に従って当選人を決定する方式である拘束名簿式比例代表選挙は、投票の結果、すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点で、選挙人が候補者個人を直接選択して投票する方式と異なるところはなく、直接選挙にあたらぬとはいえない。
3. 小選挙区制は死票を多く生む可能性があることは否定し難いが、各選挙区における最高得票者をもって当選人とすることが選挙人の総意を示したものでないとはいえないから、小選挙区制が憲法の要請に反するとはいえない。
4. 重複立候補制は、小選挙区選挙で落選しても比例代表選挙において復活当選することが可能であり、小選挙区選挙で示された民意が比例代表選挙で覆されることになってしまうため、憲法に違反する。
5. 候補者届出政党のみに政見放送を認めることは、政見放送という手段に限ってみれば、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に単なる程度の違いを超える差異を設ける結果とはなるが、その他の選挙運動は候補者届出政党に所属しない候補者も十分に行いうるので、この差異は不合理な差別とまではいえない。

問題 29

司法制度・違憲審査制度に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 家庭裁判所は、一般的に司法権を行う通常裁判所の系列に属する下級裁判所として設置されたものではないが、家事事件については、職権主義の下に、具体的妥当性を図りながら事件を処理する特別な審理手続を設ける必要があるから、家庭裁判所の設置は特別裁判所の設置を禁じた憲法 76 条 2 項の趣旨に違反しない。
- イ. 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるをえない場合があるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから、裁判官の良心について規定した憲法 76 条 3 項に違反しない。
- ウ. 裁判員の職務は司法権行使への国民参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり、また、裁判員法は、辞退に関する柔軟な制度を設けており、加えて、裁判員とその候補者に対する経済的措置も講じられているから、裁判員の職務は、憲法 18 条後段が禁じる「苦役」にあたらぬ。
- エ. 刑事事件の証人尋問が公判期日において行われる場合、ビデオリンク方式によつたうえで傍聴人と証人との間で遮へい措置が取られる場合であっても、審理が公開されていることに変わりはないから、裁判の公開を定めた憲法 82 条 1 項、37 条 1 項に違反しない。
- オ. 国会両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている法律について、裁判所は、同法を制定する際の議事手続に一見極めて明白に違憲無効な瑕疵があると認められる場合に限り、当該手続に関する事実を審理して、それを無効とすることができる。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

問題 30

憲法第 7 章「財政」に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

教 授：今日は、憲法第 7 章の「財政」について考えてみましょう。はじめに、皆さんがどれくらい勉強しているかを確認しておきたいと思います。

憲法 84 条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。最高裁の判例は、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法 84 条に規定する租税に当たる」と解しています。国や地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課には憲法 84 条は適用されないのでしょうか。

学生 A：最高裁は、国や地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律または法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がされるべきものと解すべきなので、租税以外の公課にも憲法 84 条が直接適用されると判示しています。

教 授：次は予算について質問します。予算の法的性格については、法律とは異なる特殊な法形式と捉える学説が多数説とされています。この学説に立つ場合、たとえば、法律は制定されたのに、その法律を執行するために必要となる予算がない場合、どうすればいいのでしょうか。

学生 B：法律を誠実に執行しなければならない内閣が予備費から支出すればいいと思います。予備費の支出については、事後に国会の承諾を得る必要がありますが、承諾が得られなくても支出が無効になるわけではありません。

学生 C：法律を制定したのは国会なので、国会が予算を成立させればいいと思います。憲法は衆議院にのみ予算の提出権を認めているので、衆議院が必要な補正予算案を提出しなければなりません。仮に参議院がそれを否決しても、衆議院の優越が認められています。

教 授：次は憲法 89 条についてです。憲法 89 条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めています。最高裁は、ここでいう「宗教上の組織若しくは団体」をどのように捉えていますか。

学生 D：最高裁は、「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体」を指すと解しており、たとえば、戦没者遺族の相互扶助・福祉向上と英霊の顕彰を主たる目的として設立され、活動している遺

族会は、忠魂碑の前で戦没者の慰霊、追悼のための慰霊祭を仏式または神式で挙
行してきたとしても、「宗教上の組織若しくは団体」には該当しないと解してい
ます。

教 授：憲法 90 条は「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、
内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と定めています。提出された国会はどうするのでしょうか。

学生 E：国会に提出された後の取扱いについて憲法に規定はありませんが、実際には、
提出された決算を各議院が審議して、認めるか否かの議決をしており、両議院の
一致の議決は必要ないものとして運用されています。

1. 学生 A と学生 C
2. 学生 A と学生 D
3. 学生 B と学生 D
4. 学生 B と学生 E
5. 学生 C と学生 E

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。